管理共通費比率（光ＩＰ電話）	0.1344	—
経済的耐用年数		
［略］		
主配線盤	29.3	年
光ケーブル成端架	29.3	年
［略］		
架空メタルケーブル	35.5	年
地下メタルケーブル	44.5	年
陸上架空光ケーブル	25	年
陸上地下光ケーブル	30	年
［略］		
管路	65.6	年
中口径管路	65.6	年
［略］		
電線共同溝	65.6	年
［略］		

備考　表中［　］の記載は注記である。

管理共通費比率（光ＩＰ電話）	0.1386	—
経済的耐用年数		
［同左］		
主配線盤	29.5	年
光ケーブル成端架	29.5	年
［同左］		
架空メタルケーブル	34.7	年
地下メタルケーブル	43.7	年
陸上架空光ケーブル	17.6	年
陸上地下光ケーブル	23.7	年
［同左］		
管路	65.5	年
中口径管路	65.5	年
［同左］		
電線共同溝	65.5	年
［同左］		

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　総務大臣は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する手順を定める通知を行うことができる。

2　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、この省令の施行の日前においても電気通信事業法第三十三条第二項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

3　総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合していると認めるときは、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。

（経過措置）

第三条　前条第二項の申請があった場合において、当該申請に対する処分の日がこの省令の施行の日後となるときは、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

○国土交通省令第四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第四条第二項第四号、第三十五条第一項第六号の二イ及び第七十八条の二第一項の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十四日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫